

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	相模原市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和1年6月27日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	予防接種に関する事務
事務の概要	<p>制度概要 予防接種法に基づき、定期接種対象者またはその保護者に対して、個別通知の送付により接種を勧奨し、個々が接種した記録の管理を行う。 その他、医療機関への予防接種委託料の支払いやワクチンの購入、予防接種による健康被害発生時の対応、予防接種のあり方の検討など、定期予防接種の実施に関する事務全般を行っている。</p> <p>本業務では、「予防接種法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を定期予防接種の以下の事務において取り扱う。 定期予防接種の実施に関する事務 定期予防接種健康被害救済の給付の支給に関する事務 定期予防接種の自己負担の実費徴収に関する事務 定期予防接種の記録の管理に関する事務</p> <p>具体的には、以上の事務のうち番号法の規定に従い、予防接種に関する記録に関する情報(実施年月日、予防接種の種類)の情報連携に際し、システムにおいて特定個人情報を取り扱う。</p> <p>なお、自己負担の実費徴収、健康被害救済給付に係る事務は紙の書類で行い、データファイルでの保存はしない。</p>
システムの名称	予防接種システム(保健システム)、共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、個人情報テーブル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2項 (情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2項、17、18及び19の項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	相模原市 健康福祉局 保健所 疾病対策課 企画財政局 企画部 情報政策課
所属長の役職名	疾病対策課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市 健康福祉局 保健所 疾病対策課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8346

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

